

OKICA ポイントサービス規則

第 1 条(目的)

この規則は、沖縄 IC カード株式会社(以下「当社」という。)が発行する、金銭的価値等を記録することができる IC カード(以下「OKICA」という。)の使用者に対して提供する OKICA ポイントサービス(以下「本サービス」という。)の内容および適用条件を定めることを目的とする。

第 2 条(適用範囲)

- 1 OKICA 取扱規則に規定される OKICA 交通事業者(以下「OKICA 交通事業者」という。)における、本サービスについては、各 OKICA 交通事業者が定める規則等(以下「交通事業者規則」という。)に基づき、当社が認めた場合に限る。
- 2 この規則およびこの規則に基づいて定められた内容は予告なく変更されることがあり、使用者はこれを了承するものとする。
- 3 この規則に定めのない事項については、法令および OKICA 取扱規則等の定めるところによる。

第 3 条(用語の意義)

- 1 この規則における主な用語の意義は、OKICA 取扱規則に定めるほか、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 「OKICA ポイント」とは、この規則または交通事業者規則等により OKICA 使用者に付与され、ポイントを管理するシステムに記録されるポイントをいう。
- 2 交通事業者規則等において、この規則に抵触しない限り、前項以外の用語を用いることは妨げられないものとする。

第 4 条(OKICA ポイントの付与)

- 1 当社または OKICA 交通事業者が実施する施策等により一定の条件のもとで、当社が認めた場合限り OKICA ポイントが付与され、蓄積される。
- 2 当社または OKICA 交通事業者は、OKICA ポイントの付与基準等を当社が認めた場合限り変更することができる。

第 5 条(OKICA ポイントの効力)

- 1 OKICA ポイントは、ポイントを管理するシステムに記録された時点で有効となる。
- 2 OKICA 取扱規則第 12 条の規定により OKICA が失効した場合、前項に基づき新たに付与される予定であった OKICA ポイント、およびそれまでに付与された累計 OKICA ポイントは全て失効する。
- 3 OKICA 取扱い規則第 21 条の規定により OKICA が無効となった場合、第 1 項に基づき新たに付与される予定であった OKICA ポイント、およびそれまでに付与された累計 OKICA ポイントは全て無効とする。
- 4 OKICA 取扱規則第 24 条にもとづき OKICA を返却・払戻する場合、その時点で有効となっていない OKICA ポイント、およびそれまでに付与された累計 OKICA ポイントは当該カードの返却・払戻と同時に消滅するものとする。
- 5 偽造、変造その他不正に作成された OKICA ポイントを使用することはできない。
- 6 前号各号にかかわらず、当社が OKICA ポイントを失効することが適切と判断した場合、新たに付与される OKICA ポイント、およびそれまでに付与された累計 OKICA ポイントを失効させることができる。

第 6 条(ポイントの有効期限)

OKICA ポイントの有効期限は、ポイント付与日の翌年の当該月末とする。有効期限を過ぎた OKICA ポイントは自動的に失効する。

第7条(OKICA ポイントの確認)

- 1 OKICA ポイントの特典交換可能残額は、OKICA を処理する所定の方法により確認することができる。

第8条(OKICA ポイントの引継ぎ)

記名式OKICAの紛失、盗難、障害等による再発行等の場合は、OKICA ポイント残高は新たなOKICA へ引継ぐことができる。

第9条(OKICA ポイントの交換)

- 1 OKICA ポイントは、各 OKICA 交通事業者における所定の方法により別表第1号に定める特典に交換することができる。
- 2 OKICA ポイントを特典に交換する場合、最低 100 ポイント以上が必要であり、上限 10,000 ポイントまで 10 ポイント単位で交換することができる。但し、所定の機器においては、その限りではない。
- 3 OKICA ポイントは現金と交換することはできない。
- 4 複数 OKICA の OKICA ポイントを合算することはできない。
- 5 OKICA ポイントを他の使用者へ譲渡することはできない。

第10条(特典の取扱い)

- 1 一旦特典に交換した OKICA ポイントは、再び OKICA ポイントへ交換することはできない。
- 2 特典への交換に関しては、使用者の交換申込みを受付けた時点の定めを適用する。
- 3 特典の内容は、予告なしに変更、改定または廃止することがある。
- 4 当社、OKICA 交通事業者は、特典の紛失・盗難等を理由とする特典の再提供および補償の義務を負わない。また、使用者が利用しなかった特典の補償に関して、当社、OKICA 交通事業者はその責めを負わない。

第11条(ポイントの訂正)

当社は、次の場合に、使用者が保有する OKICA ポイントを訂正することができる。

- (1) 使用者が、法令に違反し、その他当社が定めた方法以外で不正に OKICA ポイントを入手した場合
- (2) 使用者が、本規則または別に定めた各種規則に違反した場合
- (3) 当社、OKICA 交通事業者が錯誤によりポイントが付与した場合
- (4) 第4条に従って付与されたポイント数と齟齬がある場合
- (5) その他、当社が OKICA ポイントを訂正することが適切であると判断した場合

第12条(制限または停止)

- 1 当社は以下の場合、全てまたは一部の OKICA 交通事業者における OKICA カードの取扱いを制限または停止をすることができる。
 - (1) 不可抗力により OKICA カードの取扱いが困難であると当社が認めた場合
 - (2) コンピュータシステムの保守等やむを得ない事情により当社が OKICA カードの取扱いの中止を必要と判断した場合
- 2 本条に基づく本サービスの制限または停止に対し、当社、OKICA 交通事業者はその責めを負わない。

第13条(免責事項)

- 1 記名式 OKICA を紛失し、または盗難にあった場合等に、使用者が当該カードの紛失再発行の取扱いを行わなかった場合、および再発行整理票発行日における当該カードの解約や OKICA ポイントの交換等で生じた使用者の損害については、当社、OKICA 交通事業者はその責めを負わない。
- 2 改札機その他 OKICA を処理する機器の機器障害や輸送障害、または運営上の都合により、やむを

得ず OKICA が利用できないことによって、当該利用に対する OKICA ポイントの付与ができない場合であっても、当社、OKICA 交通事業者はその責めを負わない。

- 3 その他、当社、OKICA 交通事業者の責めに帰すことができない事由から発生した使用者の損害については、当社、OKICA 交通事業者はその責めを負わない。

附則 この規則は、平成 26 年 10 月 17 日から施行する。

附則 この規則は、平成 27 年 4 月 27 日から施行する。

【別表】

第 1 号 OKICA ポイントを交換することができる特典

・OKICA カードの SF

(当該 OKICA ポイントが記録されている OKICA カードの SF に限る)

(SF への金額換算率 10ポイント=10円)